

新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御対策の 法に基づく科学的かつ適正な実施に関する通達

2020-02-25 13:53

出所：国家卫生健康委員会 Web サイト

【フォント：大 中 小】印刷

-

新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御対策の法に基づく科学的かつ適正な実施に 関する通達

联防联控機制発〔2020〕28号

各省、自治区、直轄市および新疆生産建設兵団の新型コロナウイルス関連肺炎の対策
会議・連絡会議（対策委員会、指揮部門） 御中

科学的な予防と適正な施策による新型コロナウイルス関連肺炎の区域別および等級別の
感染予防と制御対策の実施に関する国務院新型コロナウイルス関連肺炎対策会議・連絡会
議のガイドラインを一貫して実行し、新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御対策
をより科学的かつ正確なものとするため、「中華人民共和国伝染病防止法」、「突発的公
衆衛生事件の応急条例」等の法令に基づき、以下のとおり、感染防止対策に関する事項を
通達する。

一、全体的な要求事項

現在の感染予防と制御対策の状況、感染の拡大傾向と変化に基づき、重点を明確化し、
各方面に配慮して、分類して指導し、区域別に対策を実施すると共に、法に基づく感染防
止、科学的な対策、適正な施策を堅持し、重点となる対象と重点施設における管理を強化

し、各種の措置を細部に至るまで徹底し、感染予防と制御対策をより科学的かつ正確なものとする。

二、具体的な措置

(一) 住民に対する社会的管理を強化し、侵入と拡散のリスクを厳格に防止する。

1. 住民に分類管理を実行する。住民の最近の旅行歴または居住歴、現在の健康状態、感染者との濃厚接触の有無等に基づき、疾病伝播のリスクを判断し、住民を高リスク者、中リスク者、低リスク者に分類し、ターゲットを絞った管理措置を講じる。高リスク者に対しては、指定医療機関、指定医療観察施設または自宅において、厳格な隔離治療または医療観察を実施し、関係機関とコミュニティが厳格な管理を行う。中リスク者は、自宅隔離を行うと共に、医療観察の要求事項を厳格に実行し、コミュニティによる管理を積極的に受け入れさせる。低リスク者については、検温し、平熱であった場合には、外出と職場復帰を認める。感染者が特に多い湖北省に対しては、最も厳格な感染対策を引き続き実施し、移動制限が行われている武漢市と湖北省の他の都市については、人の流出を厳格に規制する。また、移動規制が実施されていない地区については、一律、目的地に到着した日から14日間の集中隔離を行うこととする。

2. 「4早」措置を効果的に実施する。関係機関と医療関連施設は、感染症の早期発見、早期報告、早期隔離、早期治療という「4早」措置を注意深く実施し、感染経路を遮断し、拡散を防止しなければならない。また、新型コロナウイルス関連肺炎の症例、クラスター、コミュニティの感染状況に対する監視を実施し、報告を徹底させ、勤務先や個人に対して、関連症例と感染状況を発見したときは、報告するように奨励する。検査機関による検査と診断を強化し、検査の品質と診断の適時性を確実に向上させなければならない。疫学調査とビッグデータの解析方法を総合的に運用し、感染が疑われる患者と濃厚接

触者を速やかに発見すると共に、追跡と管理を行わなければならない。各地方は、発熱患者の外来診療を行う病院と収容治療を行う病院を指定し、発熱した患者のスクリーニング検査を実施し、新型コロナウイルス関連肺炎の症例を速やかに診断し、隔離治療を行うと共に、「必要な人全員検査」、「必要な人全員隔離」、「必要な人全員治療」を実現し、診察時における症状の見落としや誤りを防止し、軽症患者の重症化を防止しなければならない。

3. 健康状態に関する動的認証の実施を奨励する。条件が整っている地域については、個人健康コード等の情報プラットフォームを普及させ、情報化の条件が整っていない地域については、個人による健康の申告等の方法を採用することを奨励する。住民は、ネットワークプラットフォームにおいて電子健康コードを取得申請するか、またはコミュニティにおいて書面の健康コード（健康通行カード）を取得申請し、外出や職場復帰等に関する資格を取得する。政府の関係機関、職場、コミュニティ等は、個人の健康リスク等級を総合的に判断し、特殊な時期における健康状態の動的認証を実現する。

(二) 重点施設における感染予防と制御を徹底し、感染拡大のリスクを厳格に防止する。

1. 感染予防と制御対策として、コミュニティは、次の責任を果たさなければならない。コミュニティは、一人一人の能力を十分に活用し、区画別の管理とローラー式の管理を実行し、責任の区分を明確化し、各世帯と連絡を密にして、感染予防と制御に関する各種措置の死角のない確実な実行を確保しなければならない。感染者が発生していないコミュニティについては、「外部からの侵入防止」対策を実行し、組織的な動員、健康教育、情報の周知、重点地域とハイリスク地域から戻る者に対する管理、環境衛生対策、物資の準備等の取り組みを徹底する。感染者やクラスターが発生したコミュニティについては、「内部での感染拡大の防止、外部への感染拡大の防止」対策を実行し、上記の処置を講じ

た上で、さらに濃厚接触者の管理や消毒等の取り組みを徹底して行うこととする。感染が拡大しているコミュニティについては、「内部での蔓延防止と外部への感染拡大の防止」対策を実行し、さらに感染地域の封鎖や人が集まる状態の規制等の措置を実行する。

2. 感染予防と制御対策として、雇用者は、次の責任を果たさなければならない。雇用者は、従業員の職場復帰と操業再開時における感染予防と制御の要求事項を厳格に実行し、職場復帰した従業員の登録と届け出を徹底し、従業員の健康台帳を作成する。隔離による医療観察を受ける必要のある症状がない従業員に対して、スクリーニング検査を実施し、感染の疑いが排除された者については、適切に隔離期間を短縮し、防護措置が徹底されている場合には、早期職場復帰させることができる。事務所、工場の敷地内および公共スペース、従業員宿舎の換気と消毒、清掃等の作業を徹底し、従業員に対して、必要な個人防護具を支給する。「出入検査」制度を実行し、従業員の毎日の検温と健康のモニタリングを徹底する。エリアを分けて作業し、食事時間の分散化、会議の頻度と規模の抑制を実施し、可能な限り人が集まる機会を減少させる。条件が整っている企業については、時差通勤、フレックスタイム制または在宅勤務を奨励する。また、職場においては、隔離観察エリアを設置し、従業員に感染が疑われる症状が発現した場合、速やかに隔離し、近隣の病院で医師の診察を受けさせると共に、現地の感染予防機関に症例を報告し、疫学調査、関連区域の封鎖と消毒等の作業に協力する。

3. 感染予防と制御対策として、大学は、次の責任を果たさなければならない。大学は、地域における感染の拡大状況に応じて、授業の開始日を確定し、学生が始業日前に帰校することを固く禁じなければならない。また、大学は、授業開始前に、対応策とモニタリング設備の準備、隔離空間の準備、環境衛生の改善等の作業を完了させる。授業開始後、大学の医務室は、モニタリングを強化し、感染予防と制御対策が重点的に実施されている地区出身の学生、濃厚接触者および相応の症状がある学生を対象として、個別の隔離

措置を実施する。「朝昼晩の検温」を行わせ、「毎日報告」と「ゼロ報告」の取り組みを実行し、病欠者の管理を強化し、病欠した学生と教職員に対して、速やかにフォローアップし、報告を行う。キャンパス内においては、封鎖管理を実行し、関係者以外の立ち入りを禁止し、大勢が集まるような活動を中止する。発熱、倦怠感、空咳等の疑わしい症状が現れた学生や教職員については、速やかに隔離し、近隣の病院で医師の診察を受けさせる。感染者が発生した大学は、速やかに管轄区域の疾病予防機関または医療機関に報告し、疫学調査に積極的に協力すると共に、クラスを単位として、感染予防と制御対策を行うべき場所を確定し、濃厚接触者を選別し、消毒や隔離等のターゲットを絞った感染予防と制御対策を厳格に実行する。

4. 公共サービス関連施設における感染予防と制御を強化する。自由市場、デパート、スーパーマーケット等の生活に必要な施設およびホテルや旅館等の宿泊サービスを提供する施設については、適正かつ秩序ある営業を推進すると共に、衛生的な環境を保持するための清掃、消毒、換気、「出入検査」、入場制限等の措置を厳格に実行する。スーパーマーケットでは、商品を可能な限り事前に包装し、価格を表示し、顧客が自ら商品を手にして、セルフレジで精算するように誘導し、列に並ぶ時間を短縮する。宿泊サービスを提供する施設においては、事実即して正確に宿泊者名簿を作成し、感染予防と制御対策が重点的に実施されている地区からの宿泊客に対しては、厳格な検査を実施し、速やかに現地の疾病予防機関に報告し、疾病予防機関の指導に従って、相応の措置を講じる。公共交通機関、空港、駅、港等の人が密集する施設については、要求事項に従って検査所を設置し、必要な要員と設備を配置すると共に、検温によるスクリーニング等の感染予防と制御対策を厳格に実行し、感染が疑われる者を発見した場合には、搭乗を制止し、一時的に隔離すると共に、直ちに検疫局または現地の衛生健康機関に通知し、速やかな処置を行う。

5. 特殊な施設における感染予防と制御を強化する。刑事施設、老人福祉施設、福祉施設、精神科医療機関等の特殊な施設については、外部からの侵入と内部における感染拡大を阻止するため、重点的に感染予防と制御を行う。予防的な衛生措置を実施し、刑事施設の刑務官や警察官、老人福祉施設、福祉施設、精神科医療機関の職員等を全面的に検査し、検温と健康のモニタリング制度を実行し、感染が疑われる職員の就業を禁止する。受刑者、高齢者、児童、精神疾患の患者の健康状態に細心の注意を払うと共に、新型コロナウイルス関連肺炎の感染が疑われる症状が認められた場合、速やかに隔離し、観察すると共に、病院に移送して検査を受けさせる。感染予防と制御のための物資の配備を徹底し、日常的な消毒と環境衛生を強化すると共に、個人の衛生防護を徹底する。新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者が発生した場合、利用した施設を全面的に殺菌消毒し、私物を適正に処分すると共に、要求事項に従って、濃厚接触者を集中隔離し、医療観察を行う。

6. 農村における感染予防と制御を強化する。農村の末端党組織、農民の自治組織および郷・鎮の診療所、村の診療室が役割を十分に果たすと共に、農民を組織的に動員し、集団による予防と制御を展開する。定期市等の人を集める活動を減らし、出稼ぎ労働者を対象として、防疫に関する基礎知識の教育を徹底する。郷・鎮（農業関連居住区）と村組織に対して、区画別の管理を実行し、感染者が確認された県については、患者が触れた可能性のある場所の消毒と衛生的な環境を保持するための清掃作業を実施し、感染者が発生した村を除き、その他の村の住民による秩序ある外出を許可する。条件が整っており、かつ感染予防と制御対策が徹底されている農村の観光地については、段階的に秩序ある営業を開始する。事業者は、感染予防と制御に責任を負うと共に、観光客と従業員の健康と安全を確保しなければならない。

三、組織におけるリーダーシップの強化

(一) 責任の実行を強化する。各地方の各機関は、大局に立った意識を強化し、感染予防と制御、経済社会の発展に包括的に取り組むと共に、地域の責任、機関の責任、職場の責任、家庭の責任、個人の責任を確実に果たし、法に基づき、科学的な感染予防と制御対策、精密な施策を用いて全ての要求事項を実施し、全面的な感染予防と制御から、精密な感染予防と制御、重点的な感染予防と制御への転換を推進しなければならない。

(二) 情報開示を強化する。各省、自治区、直轄市の人民政府は、管轄区域内の低リスク、中リスク、高リスクの県（市、区、行政区画）の一覧表を可能な限り早急に公表し、区域別および等級別の管理に関する要求事項を実行すると共に、感染予防と制御対策の日報の内容として、動的に調整したリスク地区の一覧表を速やかに国家卫生健康委員会に提出しなければならない。

(三) 広報活動を強化する。伝染病予防法等の法令の周知を確実に強化し、社会全体において、法に基づき、各種の感染予防と制御対策を包括的に推進するように指導する。また、メディアが関心を示している問題に対して、速やかに回答し、感染対策によって事態が好転したことを人々が実感できるように誘導する。政策を全面的に説明し、住民が結束し、自信を持てるようにすると共に、人々の心を落ち着かせる。

(四) モニタリングと評価を強化する。感染予防と制御の効果を動的に評価し、感染予防と制御対策を速やかに調整し、規則制度の規範性、リスク判別の合理性、対策実行の正確性を全面的に引き上げる。

添付資料：

1. 要員の健康管理に関する技術的対策
2. 新型コロナウイルス関連肺炎の「4早」に関する技術的対策

3. 医療機関における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
4. コミュニティ（郷・鎮、村）における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
5. 事務所と公共スペースにおける新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
6. 工業企業と建築施工企業における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
7. デパートやスーパーマーケット等の施設における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
8. 旅客輸送ターミナルと公共交通機関における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
9. 託児所と幼稚園における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
10. 小中学校・高等学校における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
11. 短大・大学における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策
12. 刑務所における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策

13. 老人福祉施設（老人ホーム）における高齢者の新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策

14. 児童福祉施設における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策

15. 精神科医療機関における新型コロナウイルス関連肺炎の感染予防と制御に関する技術的対策

国務院新型コロナウイルス関連肺炎

対策会議・連絡会議

2020年2月24日

(情報の開示形式：能動的開示)